項に規定する病院でなくなった。

令和六年九月十三日

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第

医療法人社団曙会佐々木外科病院

山口市泉都町九番一三号

所

在

地

山口県知事

村

岡

嗣

政

名

称

山口県告示第二百五十九号

山

○公安委公告

維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口しごとセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

県

○告示

報

目

次

9月13日 (金曜日)

年

令和 6

山駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。 山口県告示第二百六十号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき、

令和六年九月十三日

山口県知事

村

岡

嗣

政

徳

三 山の各一部 事務所の所在地 周南市銀南街四番地

施行地区

徳山駅前地区市街地再開発組合

市街地再開発組合の名称

周南市銀座一丁目、

銀座二丁目、

みなみ銀座一丁目、

みなみ銀座二丁目及び大字徳

四 設立認可の年月日

(労働政策課) ………]

事業施行期間 令和二年一月二十一日

六 Ŧī. 変更の内容

四四

令和二年一月二十一日から令和六年九月三十日まで

七 変更の認可の年月日 事業施行期間を令和二年一月二十一日から令和六年十一月三十日までとする。

令和六年九月十三日

(一六二) 山口しごとセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 山口県しごとセンター条例(平成十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。

時期及び方法等について次のとおり公告します。 第九条第二項の規定により、山口しごとセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の

令和六年九月十三日

山口県知事 村 岡 嗣

政

でないこと

県

指定管理者が行う管理に関する事務の内容 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

- に閉館すること。 条例第四条第二項の規定により、 同条第一項各号に掲げる日に開館し、 又は臨時
- (\equiv) ے عر 条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を延長し、 又は短縮する
- (<u>DU</u>) 条例第六条の規定により、 山口しごとセンターの利用を拒むこと。
- (<u>F</u>i.) 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定しようとする期間

応募者に必要な資格に関する事項

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間

れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 る法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいず いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成され 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」と

- ずれにも該当するものであること。 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のい
- 1 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、 消費税及び県税を滞納していないこと。

口

3 がされていないこと。 又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て

山

- 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。
- (四) (\equiv) 七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- (五) 第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの 構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二
- がないこと。 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- (七) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

成員又は他の応募者でないこと。

几 募集要項の配布

場所

山口市滝町一番 二号 山口県産業労働部労働政策課

期間

令和六年九月十三日から同年十月十五日までの間

五. 応募の方法及び期間

方法

労働政策課に提出しなければならない。 同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県産業労働部 山口県規則第二十一号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び 公募に係る応募をしようとするものは、 山口県しごとセンター規則 (平成十六年

期間

令和六年九月十三日から同年十月十五日までの間

- 小郡令和一丁目一番一号 KDDI維新ホールにおいて行う。 公募に係る説明会を令和六年九月二十五日(水曜日)午後一 時三十分から山口
- 二 この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又
- 詳細については、山口県産業労働部労働政策課(電話○八三−九三三−三二五)に問い合わせること。

(一六三) 方法等 方法等 維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び

る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。 十五条第二項の規定により、 山口県立都市公園条例 (昭和四十八年山口県条例第三号。 維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係 以下「条例」という。

令和六年九月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

指定管理者に管理を行わせようとする公園施設の概要

維 都 新 市 百 公 年 遠 記 0) 念 名 公 称 袁 公 袁 施 設 の 名 称 Ш 位 \Box 置 市

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

条例第二条第二項の規定により、 同条第一 項の使用日又は使用時間を変更するこ

- 条例第三条第一項の許可をすること。
- $(\underline{\overline{}})$ 条例第三条第三項の規定により、 同条第一項の許可に条件を付すること。
- 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) (四) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること
- (六) 取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を
- (七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。
- 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定しようとする期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

る法人格を有しない団体 れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「共同体」という。) にあっては、その構成員のいず (複数の法人等により構成され (以下「法人等」と

- ずれにも該当するものであること。 法人等(法人格を有しない団体にあっては、 その代表者) が次に掲げる要件のい
- 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、 消費税及び県税を滞納していないこと
- 又は会社更生法 がされていないこと。 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号) (平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て に基づく再生手続開始の申立て
- (\Box) 主たる事務所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

- 七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十
- という。)でないこと。 じ。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 法人等の代表者が暴力団員 (法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同 (以下「暴力団員等」
- 暴力団員又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと
- 第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの でないこと。 山口県における地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第1 二百四十四条の二
- がないこと。 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと

(七)

成員又は他の応募者でないこと 共同体にあっては、 その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構

募集要項の配布

Ŧi.

場所

期間 Ш 口市滝町一番 号

Щ

口県土木建築部都市計画

令和六年九月十三日から同年十月十五日までの間

応募の方法及び期間

方法

画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、 十八年山口県規則第二十七号)第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計 木建築部都市計画課に提出しなければならない。 公募に係る応募をしようとするものは、 山口県立都市公園条例施行規則 又は書留により郵送して山口県土 (昭和四

$(\underline{})$ 期間

令和六年十月三日から同月十五日までの間

七

- 園四丁目 公募に係る説明会を令和六年九月二十七日 一番一号 維新百年記念公園スポーツ文化センター視聴覚室において行 (金曜日) 午後一 時から山口市維新公
- は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又 この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置

○)に問い合わせること。ご詳細については、山口県土木建築部都市計画課(電話○八三-九三三-三七二受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

兀

 (\equiv)

(一六四) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

令和六年九月十三日

山口県知事 村 岡 嗣

政

下松市南花岡一丁目開発区域に含まれる地域の名称

積水ハウス株式会社大阪市北区大淀中一丁目一番八八号開発許可を受けた者の住所及び氏名

(一六五) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応

募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。む。)の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)第十三条において準用する場合を含公共賃貸住宅条例(昭和四十一年山口県条例第三号)第三条第一項及び山口県営特定山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)第四十五条の三第二項(山

令和六年九月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

次に掲げる県営住宅等及びその共同施設(以下「県営住宅等」という。)並びに共同施設の概要(以下「県営住宅等」という。)並びに共同施設の概要

王	名
司	
県	
営	
住	称
宅	孙
下	
	設
関	
	置
市	1-H
	場
	所
	戸
_	数
七〇戸	奴

																ı			
	Л	第一	山	白	彦	彦	彦	横	長	Л	Ш	彦	栄	垢	綾	稗	中	安	楠
	棚	二彦	の田	雲	島堀	島角	島追	野	府	中西	中東	島	県	田	羅	田	村	岡	乃
	県	島角	東	台県	越	倉	町	県	県	部	部	県	営	県	木	県	県	県	県
	営	倉県	県	学 営	県	県	県	営	営	県	県	営		営	県営	営	営	営	営
	住	営住	営住	住	営住	営住	営住	住	住	営住	営住	住	住	住	住	住	住	住	住
	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅	宅
_	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	,	"	"	"	"	"	"
	1 11	七五	一五六	1110	九六	九二	二四	1110	五〇	八〇	二七二	1110	三五	五九〇		八四〇	八三	六九	1 = 1

_	令和	6年9	月13	日金	金曜日		Щ		П	県		報		(定	期)		第 53	37 号	
	赤妻県営住宅(西大橋県営住宅山口市	琴芝県営住宅〃	常盤台県営住宅~	藤山県営住宅	田町県営住宅~	宇部中村県営住宅	北琴芝県営住宅。	岬 県 営 住 宅 〃	西山県営住宅(中野県営住宅~	小羽山県営住宅。	東岐波県営住宅。	鵜の島県営住宅~	大沢県営住宅〃	西宇部県営住宅宇部市	安岡駅前県営住宅	一の宮県営住宅(彦島江の浦県営住宅
	一 〇 四	一五	八三	1011	四〇		三六	八八	<u> 四</u>	一 一 四	一五〇	四六〇	一九四	三九	一八五	110	一 四〇	二〇九	100
	北山手県営住宅	西浦県営住宅	大 道 県 営 住 宅	高井県営住宅	大平山県営住宅	西田中県営住宅	金谷県営住宅	東萩県営住宅	第二無田ケ原県営住宅	中津江県営住宅	無田ケ原県営住宅	穂 積 県 営 住 宅	吉敷木崎県営住宅	上東県営住宅	平井県営住宅	宫野下県営住宅	恋路県営住宅	平川県営住宅	大内御堀県営住宅
	"	"	"	"	"	防府市	//	"	"	4	萩市	"	<i>'</i> /	"	"	"	"	//	"
五 —	三四	七六	100	三四九	六二	一九四	四八	六六	九六	1 11 111	八四	八〇	九〇	一二六	一六〇	一九〇	九〇	四三六	八一

令	和 6	年9	月13	日金	金曜日		Щ		П	県	:	報		(定	期)		第 53	87 号	
	今 桝 県 営 住 宅 〃	両 家 県 営 住 宅 光 市	高森県営住宅〃	今津 県 営 住 宅 〃	上市県営住宅/	堀 田 県 営 住 宅 〃	第二浪の浦県営住宅	梅ヶ丘県営住宅~	海土路県営住宅〃	黒 磯 県 営 住 宅 〃	浪の浦県営住宅〃	山中県営住宅~	萩 谷 県 営 住 宅 岩 国 市	花 岡 県 営 住 宅 〃	久 保 県 営 住 宅 〃	旗 岡 県 営 住 宅 〃	生野屋県営住宅 〃	川瀬県営住宅下松市	中央県営住宅/
	七七金剛山	五二 大 迫 田	一二来福台	三二西下領		一二柳井旭ヶ	一一六宮野順	三〇新庄北	一一〇 大屋 [一三七 田屋 個	五六中の塚	五一江良圓	三五東深川	五〇湯本順	一九二岩田駅	五八光井	七二島田田	五二和田田	五一
1	県営住宅	県 営 住 宅 周	県営住宅	県 営 住 宅 美	県営住宅 /	丘県営住宅	県営住宅 /	県営住宅	県 営 住 宅 柳	県営住宅/	県営住宅	県営住宅 /	県営住宅	県 営 住 宅 長	前県営住宅・	県営住宅	県営住宅	県 営 住 宅 /	県営住宅
		南市		市					市					市					
	九九九	七八	七二	二九	三六	1110	六〇	一二六	一五八	六六ハ	三五	一八八	四八		110	五九	1011	三五	七八

一五五	,	叶松県営住宅
1110	"	くし山県営住宅
1110	,	平原県営住宅
九二	山陽小野田市	古開作県営住宅
一六〇	'n	大内県営住宅
六九	"	周陽県営住宅
一九	,	第二金剛山県営住宅
	,	湯 野 県 営 住 宅
二八	,	新堤県営住宅
	,	福川南県営住宅
三四	"	富田東県営住宅
一五五	,	西桝県営住宅
九六	"	ひばりケ丘県営住宅
八八	"	若山県営住宅
[] []	"	慶万県営住宅
二四	"	舞 車 県 営 住 宅
九〇	,	瀬ノ上県営住宅
三五五五	"	周南県営住宅
 一 七	"	旭ケ丘県営住宅

指定管理者が行う管理に関する事務の内容 入居者の公募に関すること。

朝

田

特

定公共賃貸住宅

Ш

市

六三

 \equiv

 $\frac{-}{\circ}$

五. 四

 \equiv

稗

 \mathbb{H}

改

良

住

宅

下

関

市

桜

県

営

住

宅

仮

称)

"

第

二

古

開

作

県 営

住

宅

杣

尻

県

営

住

宅

萩

原

県

営

住

宅

桜

Щ

県

営

住

宅

"

本

Щ

県

営

住

宅

"

五. 〇

八四

 $\stackrel{-}{=}$

家賃及び使用料の収納に関すること。 入居者の指導及び連絡に関すること。

県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関すること。

三 指定しようとする期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間

いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 応募者に必要な資格に関する事項 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」と 法人等(法人格のない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれ

にも該当するものであること。 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は

所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 2 又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て

主たる事務所を山口県内に有しているか、又は設置する予定があること。

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

がされていないこと。

- (\equiv) 管理している賃貸住宅の戸数が千三百戸以上であること。
- (四) かを管理した実績を有していること。 共団体が整備する賃貸住宅又はこれらに準ずる募集要項に定める賃貸住宅のいずれ (昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅その他地方公 平成二十六年九月十四日から令和六年九月十三日までの間において、公営住宅法
- (五) でないこと。 七号。以下「法」という。) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- という。)でないこと。 じ。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと
- (\mathcal{N}) 第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの でないこと。 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二
- (九) がないこと。 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと
- (+)成員又は他の応募者でないこと。 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構
- Ŧī. 募集要項の配布

口

山

(____)

期間

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部住宅課

令和六年九月十三日から同年十月十五日までの間

応募の方法及び期間

ない。 第二項各号に掲げる書類を持参して山口県土木建築部住宅課に提出しなければなら 山口県規則第七十五号)第七条第一項に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条 公募に係る応募をしようとするものは、山口県営住宅条例施行規則(平成十六年

期間

令和六年九月十三日から同年十月十五日までの間

七 その他

令和六年九月十三日発行令和六年九月十三日印刷

発発

行行 人所

山山

口_口 県 知

事庁

公募に係る説明会を令和六年九月二十五日 (水曜日)午後二時から山口市滝町

> 一号 山口県土木建築部入札室において行う。

問い合わせること。 詳細については、 山口県土木建築部住宅課(電話〇八三-九三三-三八八〇)に



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年九月十三日

事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町

一番一号

山口県知事

村

岡 嗣 政

落札に係る物品等の名称及び数量 指紋自動識別システム

契約の相手方を決定した手続

三

般競争入札

落札者を決定した日

几

令和六年七月三十日

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

五.

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目一五番三号

落札金額

六

二億八千七百八十九万二千円

七

入札公告日

令和六年六月十八日

その他

契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

 (\Box) 調達方法

借入れ

 $(\overline{\underline{}})$ 最低価格 落札方式